

静岡県立大学短期大学部研究倫理審査会細則

平成23年4月1日 細則第46号

改正 平成28年4月1日

(趣旨)

第1条 この細則は、静岡県立大学研究倫理規程第4条第2項に基づき、短期大学部の研究倫理審査会（以下「審査会」という。）が審査を行う場合の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 短期大学部部長
- (2) 事務部長
- (3) 学生部長
- (4) 附属図書館長
- (5) 短期大学部副部長
- (6) 各学科及び一般教育等からそれぞれ選出された教員各1名。ただし、第5号に掲げる者の所属する教育群からは、選出しないことができる。
- (7) その他短期大学部部長が指名する者

(委員の任期)

第3条 前条第6号及び第7号の委員の任期は1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 審査会に委員長を置き、短期大学部部長をもってこれに充てる。

2 委員長は、審査会の会務を総理する。

3 審査会に副委員長を置き、短期大学部副部長をもってこれに充てる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 審査会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会が必要と認めたときは、申請者は審査会に出席し、申請内容を説明するとともに、意見を述べることができる。

4 審査の判定は、原則として、出席した委員全員の合意によるものとする。ただし、委員長が必要と認めたときは、出席した委員の3分の2以上の合意をもって判定することができる。

5 審査の判定は、次の各号に掲げる表示により行う。ただし、委員が申請者のときは、当該審査の判定に加わることができない。

- (1) 承認
- (2) 条件付き承認
- (3) 変更の勧告
- (4) 不承認
- (5) 非該当

6 審査会は、原則として非公開とする。ただし、委員長が認めたときは、審査会を公開することができる。

7 審査経過及び判定は、記録として保存し、審査会が必要と認めたときは、静岡県立大学研究倫理審査委員会の同意を得た上で公表することができる。

(委員以外の者の出席)

第6条 審査会は、委員長が必要と認めるときは、審査会の委員以外の者の出席を得て、意見を求めることができる。

(静岡県立大学研究倫理審査委員会への報告)

第7条 委員長は、審査会の審議内容について、報告書を作成し、定められた期日までに静岡県立大学研究倫理審査委員会へ報告しなければならない。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、事務部において処理する。

(委任)

第9条 この細則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査会に諮って定める。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。